

## 第 85 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 1 月 25 日（木）14 時 00 分～15 時 00 分
2. 場 所 サンプル 5 階 セミナールーム
3. 出席者
  - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）  
荒川雅行、大井義規、門野隆弘、柴田眞里、吹田勇人、竹内由美、灘本明代、西村裕三、若松高志
  - (2) 実施機関の職員  
こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課長  
教育委員会事務局工業高等専門学校担当部長  
ほか
  - (3) 事務局の職員  
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス課長、企画調整局情報化戦略部担当課長  
ほか
  - (4) 傍聴者  
なし
4. 議 題
  - (1) 審 議
    - ①医療的ケア児の実態調査の実施について
    - ②工業高等専門学校における学事情報管理システム及び図書館蔵書検索システムの更新について

### 5. 議事要旨

議題の審議に先立ち、委員任期の満了による委員委嘱（任期平成 29 年 12 月 25 日～平成 31 年 12 月 24 日）に伴う会長、副会長の選任が行われた。委員の互選により、会長には西村裕三委員、副会長には荒川雅行委員が選任された。

#### (1) 審 議

##### ①医療的ケア児の実態調査の実施について

こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課から、医療的ケア児の実態調査の実施について、条例第 7 条（収集の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明並びに資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委 員 情報の収集は回答されたもののみ収集するということですか。

- こども家庭支援課      そうです。
- 委           員      医療機関が何枚配付したのかということは情報としては必要ありませんか。
- こども家庭支援課      おおまかに、何枚配付したのかということは聞こうかと思っております。  
なかなか対象者が行政の方で把握できないもので、診療機関の方でしか把握できませんので、対象者が分かれば市の方からお送りするという事も出来るのですが。
- 委           員      なぜこの調査をするのかということの説明を書いてもらうのは、すごい負担だと思います。
- こども家庭支援課      なぜこの調査をするのかという目的と、回答した後、どのようなことがあるのかということは分かっていただけのようにご説明しないといけないのかなと思っております。
- 委           員      市内居住の子どもということなのですが、かかりつけの医療機関が市外の場合はどのように交付されるとか考えておられますか。
- こども家庭支援課      今回は、市内の医療機関のみ考えております。今のところ市外の医療機関までお願いするつもりはないのですが、市外の医療機関にかかっておられる方もそれなりにはおられると思います。
- 委           員      他にいかがでしょうか。医療的ケア児という言葉ですが、定着しているのですか。
- こども家庭支援課      厚生労働省の通知等で使われておりまして、それにあわせているのですが。
- 委           員      厚生労働省が用いているわけですね。児童福祉法に定義があるのですか。
- こども家庭支援課      法律にはないです。
- 委           員      調査票を配付して郵送してもらうときは、匿名で郵送してもらうのですね。その後調査分析をして、その結果は個別具体的な医療的ケア児や家族を支援するための方策を検討するために利用するんだということですが、匿名化した情報で個別的な支援策は取れるのですか。
- こども家庭支援課      保育所等であまり医療的ケア児が受け入れられていないという実情がありまして、地域にどれくらいの数の医療的ケア児がいるということが分かれ

ば、整備計画を検討していくということで、一人一人のというところまではこの調査では届かないと思っているのですが。

○委員 員 まず、全体像を把握するということですね。

○こども家庭支援課 いままではそのあたりも把握できておりませんでしたので、そこを把握していきたいと考えております。

この情報を集めまして方策としてはいろいろあると思いますが、こども家庭局としては保育所とか幼稚園とかこの辺りで、医療的ケアを受けている子どもが看護師等配置されていなくて、なかなか通えないというところがありますので、これである程度の概要をつかめば、保育所に看護師を配置しようとか人を増やそうとか大きくそういうことを考えていこうというふうに考えております。

○委員 員 他に意見はございませんでしょうか。

それでは、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたと思います。

「医療的ケア児の実態調査の実施」については、日常生活を営むうえで人工呼吸器など医療を要する状態にある医療的ケア児について、医療的ケアの状況や求められる支援内容等の実態調査を行い、分析するという事です。それにより、医療的ケア児やその家族に対する効果的な支援策の検討と、支援に必要な体制づくりに寄与するという事で、公益に資すると認められます。個人情報の保護措置も徹底される予定であるということですから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

②工業高等専門学校における学事情報管理システム及び図書館蔵書検索システムの更新について

教育委員会事務局工業高等専門学校から、工業高等専門学校における学事情報管理システム及び図書館蔵書検索システムの更新について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 員 ただいまの説明並びに資料につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 員 趣旨のところカリキュラムが複雑で、そのため学籍処理や出欠管理が難しかったということですが、そういう管理上の難しさが原因でこれまでトラブルと申しますか、そういうカリキュラム、単位認定とかいろんなところに直結するようなことになると思うのですが、管理上のトラブルが実際

に発生しているのですか。

○高 専 システムを導入したのが平成 16 年でございますが、今、具体的にどうい  
うトラブルがあったのかは把握していないのですが、教員のほうで管理が非  
常に難しかったということがシステムの導入の契機になったと聞いており  
ます。具体的なトラブル、事故があったということは把握しておりません。

○委 員 教職員からそういう声が強かったということ踏まえた導入ということ  
ですか。

○高 専 今回も機能的には進化をさせておりまして、学校運営システムのほうで、  
学生の成績とか出欠状況とかそういうことを管理していたのですが、今は  
図でいきますと、学生情報と教員関連に分かれてまして、学事システム自  
体は事務室の学生係と教員のほうの教務主事室というところの職員しか見  
れないようになっております。今回、教員のデータと学生のデータを統合  
して全ての教員が、もちろん担任の教員は担当しているクラスの学生の情  
報しか見れないようにするのですが、全体的に学生の情報をつかめるよう  
にして、担当教員、教科担任が多角的に学生を見守ることが出来るよう  
な形に持っていきたいということで進化させていますので、もともとばらば  
らでやっていた作業を一つのデータで見れるようにするというので、こ  
ういうシステム化をしていったと思っております。

いままではクラスの担任しか見ることが出来なかったのですが、クラブの  
担任も自分のクラブの学生だけという限定はするのですが、クラブ活動の  
学生の成績も見ることが出来ますので、これまでは大会等非常に活躍して  
いる学生の成績が分からずに、学年の最後になって留年するような成績だ  
ったのかと分かることがあったのですが、今後は顧問も学生の成績や普段  
の行動を見守って、指導が出来るようにといった使われ方も期待されてい  
ます。

○委 員 対象になっている情報が、成績とか進路情報も含めて重要な個人情報だ  
と思うのですが、どういう担当の先生であればこういう情報にアクセスで  
きるといったような、対象を明確化させるとか、そういうルールはきちり  
やっていますか。

○高 専 教員ごとにアクセスできる場所が決まっていますので、そこは厳格に今  
も対処していますし、これからも対処していきたいと思っています。

○委 員 図書館蔵書検索システムですが、一般市民も利用できるということですが、  
図を見ると検索システムへアクセスというのがありますが。

- 高 専 図書館自体は一般の方にご使用いただけるのですが、検索システムは利用できないようになっております。
- 委 員 図書館蔵書検索システムは、そもそもいつから稼働しているのでしょうか。
- 高 専 資料が残ってはいなくてはっきりしないのですが、平成 14 年度から稼働していたというメモが残っています。
- 委 員 当初から、一般市民が利用可能だったのでしょうか。
- 高 専 そうです。
- 委 員 資料の 2～5 ページに、各々のシステムについての学籍管理とか書いてありますが、5 ページのシステム概要で書いてある内容と、2 ページに書いてある表記が違いますよね。例えば、5 ページの学籍管理と 2 ページの学生情報と違う言葉で書いてあります。学籍情報と学籍管理は違いますよね。図と 2 ページのところは合っているのかなと思うのですが、処理とデータを別に書いているのかなとも思ったのですが、処理のところは 5 ページにこういう処理をするということを書いてあって、2～4 ページと図のところはデータ名を書いてあると思うのですが、データ名が書いてあるのかなと思って上のかぎ括弧のところを見てみると、処理の名前を書いたほうがよいかなと思っていて、微妙に当てはまるかなと思われるところはあるのですが。処理は処理で名前を統一されて書かないといけないと思います。先ほどクラブの顧問が学生のクラブを管理すると見たときに、2～4 ページを見るとクラブ名が書いてなくてクラブ活動記録とかあるのですが、データとか処理において欠落している部分があるようなのですが。実はクラブ名というのは昔からあって、図のほうはただし書きがあって、クラブ名は昔から持っているのかなと思うのですが、2 ページには書いてなくて。データベースがあるとデータ同士の関係性を見て、そこで参照するのだなと思って個々で抜け落ちがあるとか、セキュリティ上の問題があるとか分かるのですが、それが参照できないので、もうちょっと分かりやすく書かれたほうが良いのではないのでしょうか。
- 高 専 処理のやり方にあわせた形で、取扱項目を引用したほうが良いということですね。
- 委 員 もう一点ですが、図書館システムと学事システムの間は、USB で渡すということなのですかね。これはなぜでしょうか。

○高 専 つないでないので、年度初めに学生情報を整理したものを USB で渡す予定です。

○委 員 逐次見るというわけではなくて、年に一回ということですね。

○委 員 他にいかがでしょうか。それでは答申をまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「工業高等専門学校における学事情報管理システム及び図書館蔵書検索システムの更新」については、神戸市立工業高等専門学校において、学生の学籍、成績、出欠管理等を処理してきた学校運営事務システムを更新することです。そして新たに処理業務等を追加し、学事情報システムとして再構築すること、さらには一般開放を行っている校内図書館の利用者管理等を行う、図書館蔵書検索システムと統合化されたシステムとして更新を行うということです。それによりまして、学生の履修状況、成績や健康状態を迅速かつ的確に把握でき、システムで一元管理することにより、個人情報の安全性、信頼性を確保できることから、公益に資すると認められます。個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、「妥当」といたしたいと思います。

○委 員 本日審議いたしました、2 件の諮問への答申文ですが、審議会としての方向性については結論が出ていますので、文言等の調整は、私に一任いただけますでしょうか。

○委 員 異議なし。

議題の審議終了後、西村会長から不服申立審査部会委員として、荒川委員、柴田委員、高野委員、中川委員、西村委員、以上 5 名が指名され、特定個人情報保護評価書点検部会委員として、玉置委員、灘本委員、西村委員、以上 3 名が指名された。

○委 員 それでは、これもちまして、第 85 回神戸市個人情報保護審議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。